

下関市立市民病院から大切なお知らせ

令和2年4月1日より、お支払いいただく料金が変わります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

保険外負担に関する事項

下関市立市民病院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

区分		金額(税込)
文書料	1 死亡診断書	1 通につき 2,200 円
	2 死体検案書	1 通につき 3,300 円
	3 身体障害者診断書	1 通につき 2,200 円
	4 生命保険等の受給に関する診断書	1 通につき 5,500 円
	5 障害基礎年金(障害認定)の受給に関する診断書	1 通につき 2,200 円
	6 自動車損害賠償責任保険に関する診断書	1 通につき 5,500 円
	7 労働者災害補償保険に関する診断書又は証明書	労働災害補償保険法、同法施行令、同法施行規則等に基づく額
	8 公費制度申請書類	1 通につき 1,100 円
	9 英文診断書	1 通につき 5,500 円
	10 1 から 9 まで以外の診断書又は証明書	院内所定様式: 1 通につき 1,650 円 上記以外: 1 通につき 3,300 円
	11 自動車損害賠償責任保険に関する診療報酬明細書	1 通につき 3,300 円
寝衣	1 日につき 66 円	
画像コピー	1 回につき 1,650 円	

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。



地方独立行政法人

下関市立市民病院

SHIMONOSEKI CITY HOSPITAL

下関市立市民病院

〒750-8520 山口県下関市向洋町一丁目 13 番 1 号

TEL 083-231-4111 (代表)

<https://shimonosekicity-hosp.jp/>